

まちづくり メールニュース

Vol. 277

(R02.9.10)

北海道開発局都市住宅課
まちづくり相談窓口

まちづくりに関して紹介したい地域の取組、配信アドレスの変更等については、
まちづくり相談窓口 ([メールはこちら](#)) まで **※配信希望も随時受け付けております。**

今号の記事

…各記事のタイトルをクリックすると、記事掲載ページへジャンプします

- [あなたの「まち」を「可視化」してみよう！](#)
- [9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」、9月は「屋外広告物クリーン強調月間」です！](#)
- [賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会開催します！](#)
- [9月10日は「下水道の日」です！](#)

【施策紹介】
【その他(お知らせ等)】
【イベント・募集案内等】
【イベント・募集案内等】

あなたの「まち」を「可視化」してみよう！ ～「都市構造可視化計画ウェブサイト」の活用～

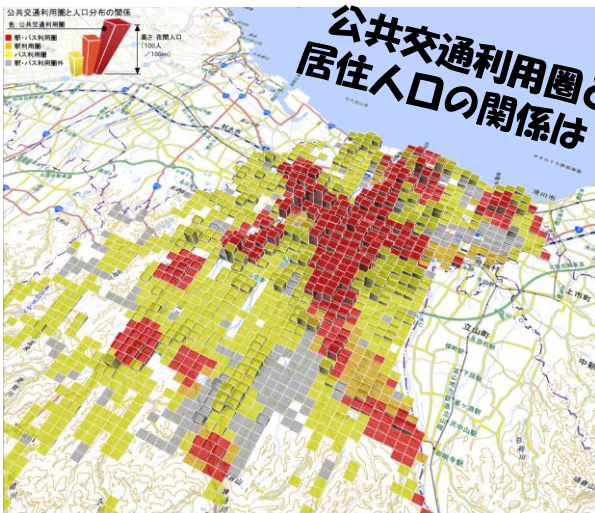


今年の都市再生特別措置法の一部改正のなかで、データに基づくまちづくりを推進するため、**立地適正化計画は、都市計画基礎調査の結果に基づき、かつ、政府の各種統計調査の結果を勘案したものでなければならない**と規定されました。

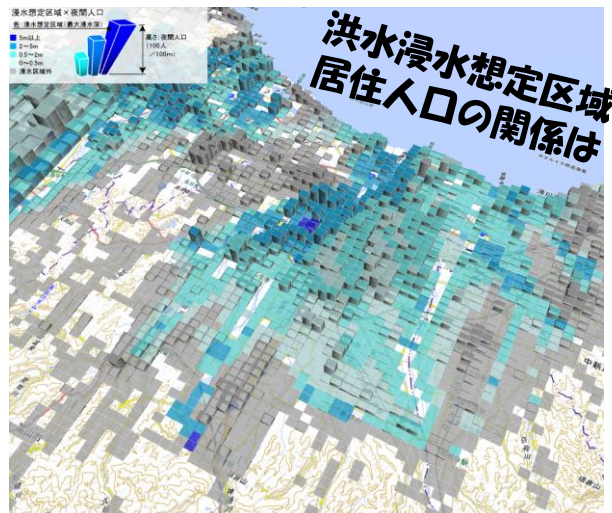
また、マネジメントサイクルを重視した都市計画の推進や立地適正化計画作成、都市計画審議会での円滑な審議遂行のためには、**統計情報等の空間分布を視覚的に把握することが有効であることから、都市構造を可視化するツールの活用を推奨**しております。

国土交通省では、データに基づいたまちづくりの政策判断や住民との合意形成を推進するため、**「都市構造の見える化」ツールの高度化と普及啓発を進めること**としています。

都市構造の可視化とは・・・人口や事業所、販売額をはじめとする統計データやその他様々なデータを地図上で高さや色を使って三次元で表現するものです。



公共交通利用圏と
居住人口の関係は？



洪水浸水想定区域と
居住人口の関係は？

あわせて読んでみてくださいね！

[まちづくりメールニュース](#)

参照

Vol. 265 (H31.2.15発行) 都市の「見える化」でまちの将来像を描こう！

～「都市構造可視化Webサイト」のご紹介～



▲TOP

(つづき)

その一環として、地方自治体のデータに基づいたまちづくりの推進を支援するため、都市計画担当者を対象としたウェブサイト（こちらをご覧ください→「[都市構造可視化計画ウェブサイト](#)」）の使い方に関する研修会（R2は募集終了）の実施も予定されています。次年度以降のご参加に向けて、ご興味がありましたら下記パンフレットをご参照ください。

↓ (R2パンフレット) 「まちづくりの現場で使える都市構造可視化研修」 ↓

The brochure pages include:

- Page 1:** Title 'まちづくりの現場で使える都市構造可視化研修' and introductory text about the training's purpose.
- Page 2:** '研修内容' (Training Content) section with bullet points detailing the agenda, including a presentation on the website and 3D models.
- Page 3:** '研修費用' (Training Fees) and 'お問い合わせ' (Inquiry) information, including contact details for the National Institute of Urban Planning and various prefectural offices.

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」、9月は「屋外広告物クリーン強調月間」(北海道)です!

「屋外広告物適正化旬間」とは

平成16年に景観法の制定、屋外広告物法の改正等が行われ、各地で良好な景観の形成に向けた取組が進展しているところです。一方で、屋外広告物については依然として景観との調和を欠いたものが見受けられます。

屋外広告物の適正化については、地方公共団体において様々な取組が独自に行われていますが、国としても全国の企業や国民に対し、意識啓発を図ることを目的とし、平成22年度より9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」として設定しました。

この期間を中心とし、全国各地で、看板のパトロールや市民の方々との意見交換など、官民が連携した意識啓発に向けた取組が行われます。

※令和2年度の取組（イベント等の開催予定）はこちらをご覧ください→ [国土交通省HP](#)

※9月は北海道による屋外広告物クリーン強調月間です。
 詳細は、こちらをご参照ください→ [北海道建設部まちづくり局都市計画課HP](#)

**投影広告物条例ガイドライン等
 ～プロジェクションマッピングは屋外広告物？～**

プロジェクションマッピングに係る技術は大きく進展しており、活用することで、まちの活性化や都市の魅力向上につながることも期待されています。プロジェクションマッピングは無体物ですが、屋外広告物法の要件に当てはまり、各自治体の条例により規制対象となる場合があります。まずは、条例の相談窓口にご相談しましょう。



※条例の相談窓口などの詳細は [国土交通省HP「投影広告物条例ガイドライン等」](#) をご参照ください。

2020年度

賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会 開催します！

国土交通省では、補助事業において、毎年、地方公共団体、消費生活センター、不動産業者等で、民間賃貸住宅の入居者や個人大家さんなどから原状回復等の相談を受けるご担当者に対し、研修会を行っています。

本年4月に施行された改正民法を踏まえた賃貸住宅の実務上の課題や、平成30年3月に改訂された国土交通省作成の賃貸住宅標準契約書の内容等について、賃貸住宅関係を専門とする弁護士の先生方に解説をしていただきます。

北海道地区の開催

1. 日 時：令和2年12月4日（金） ① 12時00分～16時10分（研修）
② 16時15分～17時15分（討議）
2. 場 所：札幌国際ビル 8階国際ホール（札幌市中央区北4条西4-1）
3. 対象者：消費生活センター、不動産事業者（管理・仲介業等）、地方公共団体、ADR機関 等の皆様
4. 定 員：①研修 60名
②討議 20名
(応募多数の場合は人数調整をお願いする場合があります。)
5. プログラム：下図参照
6. 参加費：無料
7. 申込先：以下プログラムのFAX申込書又は以下のHP からお申し込み
URL：<http://www.shaku-ken.co.jp/>

(相談窓口担当者を対象とした研修会の開催案内(兼申込書)及びポスター)

2020年度 改正民法の賃貸住宅への影響も学べます!!

「賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応研修会」開催のお知らせ

※参加費無料

国土交通省補助事業

民間賃貸住宅の賃貸借契約に係る相談対応について、皆さまの知識及び理解の向上のため、研修会を全国9都市で開催します。あわせて、令和2年4月に施行された改正民法の賃貸住宅への影響についても解説します。

▶参加対象者
・消費生活センター
・不動産事業者（管理・仲介業等）
・地方公共団体
・ADR機関
等の皆さま

▶プログラム(研修時間:12:00～16:10約4時間を予定)
【研修内容】 当日は最新版の関連予立書を無料配布いたします。
①「居住環境を良くするラフとガイドライン(再改訂版)」の解説
②去時時の原状回復の費用負担、発立・引当
③「賃貸住宅標準契約書(平成30年3月版)」の解説
④改正民法の賃貸住宅への影響等
⑤「民間賃貸住宅に関する相談対応事例集(改訂版)」の解説
⑥「スームズな相談対応のためのポイント、トラブルの未然防止策等」

▶研修会参加者によるグループ討議(16:15～17:15約60分を予定)
皆さまが日頃の相談業務において抱える課題等を解決するとともに、今後、相談業務に携わる方々が、お互いに情報交換し、気軽に相談できるような関係づくりを目的として消費生活センターや地方公共団体の職員、賃貸住宅の管理・仲介業者、法律の専門家等によるグループ討議(意見交換)を実施します。
※各会場30名、事前のお申し込みが必須で、定員を超過した場合はご参加できません。

▶研修会講師
■新井 純 弁護士：中央大学法科大学院教授/賃貸ラフ相談対応研究会会長(伊豆法律事務所)
■大塚 孝 弁護士：相談対応ガイドライン検討委員会委員長(伊豆法律事務所) 賃貸住宅標準契約書改訂及び再訂委員会会長
■松本 昌彦 弁護士：賃貸住宅標準契約書改訂及び再訂委員会副会長(伊豆法律事務所)
■久保田 和史 弁護士：原状回復ガイドライン検討委員会委員長(埼玉中央法律事務所) 賃貸住宅標準契約書改訂及び再訂委員会委員
■神野 知雄 弁護士：賃貸住宅ラフ全国ネットワーク代表(さし野法律事務所) 賃貸住宅標準契約書改訂及び再訂委員会委員

■研修会の申込先についての問い合わせ先
株式会社社会空間研究所 北海道 札幌 山田 Tel:03-3465-9401 Fax:03-3485-2751 e-mail: las@shaku-ken.co.jp

事前に申し込みが必要で、裏面 申し込み用紙

○ FAXでのお申し込み (本用紙にてお申し込みください)

FAX 03-3485-2751

※研修会はコロナ感染防止対策を行った上で実施いたします。
申込書の書き方には研修会の運営にあたっての注意点を記載した案内をお送りいたしますので、ご確認とご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

参加者氏名		〒	
姓	名	〒	〒
受訓形式	<input type="checkbox"/> 会場受講 <input type="checkbox"/> web (YouTube) 受講		
開催都市 (※研修会参加者の方のみに)	<input type="checkbox"/> 東京会場	11月19日 (木) 12:00～16:10	全国町村議員会館
	<input type="checkbox"/> 名古屋会場	11月26日 (木) 12:00～16:10	名古屋国際センター
	<input type="checkbox"/> 札幌会場	12月4日 (金) 12:00～16:10	札幌国際ビル
	<input type="checkbox"/> 大阪会場	12月11日 (金) 12:00～16:10	国民会館
	<input type="checkbox"/> 高松会場	12月18日 (金) 12:00～16:10	高松センタービル
	<input type="checkbox"/> 新潟会場	1月14日 (木) 12:00～16:10	NST新潟総合テレビ
	<input type="checkbox"/> 福岡会場	1月22日 (金) 12:00～16:10	エルガーホール
	<input type="checkbox"/> 仙台会場	1月28日 (木) 12:00～16:10	フォルス4仙台
	<input type="checkbox"/> 広島会場	2月5日 (金) 12:00～16:10	コアピア広島
	<input type="checkbox"/> 東京会場	2月12日 (金) 12:00～16:10	全国町村議員会館

※グループ討議に参加される方は17:15までとなります。

勤務先	所属	電話番号	
不動産事業者の方は、右のうち該当するもの全てにチェックください。	管理業	仲介業	家主
〒			
勤務先住所	〒		
FAX番号 (全4桁)	〒		

※1 原則的に、ご自身のFAX番号に電話番号をお知らせください。
FAXを受けられない場合は、変更を受け付けるメールアドレスをご記入ください。

① 国土交通省の研修会場をめぐるラフとガイドライン(再改訂版)について、ご意見や質問がございましたらご返信ください。

② 研修会で特に解説してはいる相談対応の事例集がございましたら、以下に記入ください。
議題別の研修会ではございません。

※上記①の欄に書ききれない場合は、別紙に別記してお送りください。 ※申込み時にご希望の受講形式を必ずお選びください。

グループ討議 希望する

※グループ討議で発言した内容はご共有されます。ご記入ください。

※申込み時にご希望の受講形式を必ずお選びください。
FAXを受けられない場合は、変更を受け付けるメールアドレスをご記入ください。

○インターネットでのお申し込み
<http://www.shaku-ken.co.jp>

※上記URLから講習会の案内ページに遷移し、講習会申込みフォームよりお申し込みください。

9月10日は「下水道の日」です！

～関連行事等が全国各地で実施されます～

「下水道の日」とは・・・

昭和36年、著しく遅れている下水道の全国的な普及を図る必要があることから、このアピールを全国的に展開するため、当時の下水道を所管していた建設省（現在の国土交通省）、厚生省（現在は環境省に所管変更）、日本下水道協会が協議して「全国下水道促進デー」として始まりました。

21世紀のスタートにあたる平成13年、旧下水道法が制定された明治33年から100年を迎え、記念行事が行われたことなどから、近年の下水道に対する認識の高まりもあり、より親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。

「下水道の日」が9月10日と定められたのは、下水道の大きな役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、台風シーズンである210日を過ぎた220日（立春から数えて）が適当であるとされたことによります。



(公益社団法人 日本下水道協会 作成)

ちなみに、北海道の下水道普及率は・・・

令和元年度末現在では、対前年度比で1年で0.2%UP、町村部では0.4%UPしました！

	下水道処理人口普及率※1		
	H30年度末	R元年度末	対前年度比
全道	91.2%	91.4%	0.2ポイント増
市部	96.8%	96.8%	増減なし
町村部	65.8%	66.2%	0.4ポイント増

R2の催しについて

下水道の役割や、下水道整備の重要性などについて、ご理解と関心を一層深めることを目的として、関連行事等が全国各地で実施されます！

※北海道の下水道処理人口普及率の詳細及び道内の取組内容（イベント等の開催予定）は [北海道開発局HP](#) をご参照ください。